

## 八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続 等に関する条例施行規則

平成17年8月1日

条 例 第 177 号

(趣旨)

第1条 この規則は、八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年八代市条例第240号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。

(指定の通知)

第3条 条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定通知書(様式第2号)によりに通知するものとする。

(指定の取消し又は停止の通知)

第4条 条例第10条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部を停止したときは、指定管理者指定取消し・停止通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

様式(省略)